

1. 会合名	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」(第 23 回)
2. 日 時	平成 27 年 5 月 25 日 (月) 午後 1 時 00 分 ～ 午後 1 時 45 分
3. 議 案	1. 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(平成 24 年)を踏まえた対応について(知る前契約・計画について) 2. その他
4. 主な内容	1. 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(平成 24 年)を踏まえた対応について(知る前契約・計画について) 平成 24 年 12 月に公表された金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の対応事項のうち、インサイダー取引規制の適用除外となる「知る前契約・計画」に関し包括的な規定を設けることについて、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(取引規制府令)の改正が予定されている。また、取引規制府令の改正に伴い、「知る前契約・計画」に係る適正な手続きの実施に資するため、本協会において、何らかの自主規制の対応を行うことが期待されているところである。 これらを受け、取引規制府令改正案及び協会員通知文案について、事務局より別紙のとおり説明を行い、今後も引き続き対応を行うこととされた。 (主な意見等) ・第 59 条第 14 号ロの要件は、知る前契約・計画のねつ造防止の観点から重要な規定であると考え。 (1) ～ (3) のいずれかの措置について重要事実を知る前に講じる必要があり、例えば (3) については、重要事実を知る前に契約・計画することでは足りず、知る前に契約・計画の写しを証券会社に提出する必要があることに注意を要する。(3) の措置は証券業界の要望を受けて規定されたものであり、証券会社に提出された契約・計画の写し及びその提出日について、改ざんが起らないように管理していただきたい。 2. その他 公開買付の対抗買いに係るインサイダー取引規制の適用除外を明確化するため、「金融商品取引法等ガイドライン」の改正が予定されていることから、参考として説明を行った。 (主な意見等) ・本件に係る問題意識は、公開買付があることをどのように判断するのかという点である。従来は、被買付企業にとって、公開買付があることの判断が困難なケースがあった。例えば、非買付企業として公開買付があると判断し、第三者に対抗買いを要請して実行されたにも関わらず、実際には公開買付がなかった場合に、当該対抗買いは適用除外に該当するかどうかという問題があった。今回の改正は、この点の明確化を図るものである。 以上

5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）